

○総務省告示第百九十号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第六条の規定に基づき、
解消可能資金不足額に関する基準等を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

総務大臣 増田 寛也

解消可能資金不足額に関する基準等

第一 総括的事項

- 1 本基準における用語の使用については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号。以下「規則」という。）の例による。
- 2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の4の規定に基づき2以上の事業を通じて1の特別会計を設けて経営する公営企業で法第2条第2号ロの資金の不足額がある場合においては、当該特別会計を構成する資金の不足額がある事業ごとに解消可能資金不足額を算定し、それらの合算額を当該公営企業の解消可能資金不足額とする。
- 3 本基準のほか、公営企業の解消可能資金不足額の算定に当たり必要な事項は別に定める。

第二 累積償還・償却差額算定方式の算定基準

- 1 規則第6条第1項第1号に規定する事業の区分ごとに総務大臣が定める割合は、累積元利償還繰入額を累積元利償還金の額で除して得た値を1から控除して得た値とする。
- 2 「累積元利償還繰入額」とは、公営企業に係る特別会計に対する一般会計等からの繰入金のうち、当該公営企業の施設に係る建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条第2号及び第4号に規定する経費（3において「準建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金に充てられたと認められるもの（元金償還金等の額に応じて出資が行われる場合における当該出資に係る額を除く。）の当該年度の前年度までの累計額をいう。
- 3 「累積元利償還金」とは、公営企業の施設に係る建設改良費及び準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金の当該年度の前年度までの累計額をいう。
- 4 法非適用企業であって別に定める事業を行うものにあつては、当該年度の前年度までの各年度において発行した施設の建設改良費に係る地方債の当該発行額を償却資産の額とみなし、発行年度の翌年度から事業の区分ごとに別に定める年数の期間にわたって定額法により減価償却を行ったものとみなして、規則第6条第1項第1号の規定及び本基準により解消可能資金不足額を算定することができるものとする。

第三 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式の算定基準

1 規則第6条第1項第2号に規定する長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業及び同号算式の符号Dに規定する事業の区分ごとに企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数は、(1)から(3)までに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める年数とする。

(1) 主に路面交通事業を営む鉄道事業又は軌道事業 25年

(2) 主に地下鉄事業、新交通システム事業を営む鉄道事業又は軌道事業 45年

(3) 下水道事業 45年

2 規則第6条第1項第3号に規定する長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業は下水道事業とし、同号算式の符号Dに規定する事業の区分ごとに企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数は45年とする。

第四 個別計画策定算定方式等の算定基準

1 規則第6条第1項第4号及び第5号に規定する総務大臣が定める事業は下水道事業とし、同項第4号に

規定する総務大臣が定める期間は15年とする。

2 規則第6条第1項第4号の経営計画に定める事項は、供用を開始した日の属する年度（以下「供用開始年度」という。）から当該年度の前年度までの実績及び供用開始年度から起算して15年度目までの間（以下「計画期間」という。）の見込みについて、各年度における次の(1)から(5)までの事項を含む別記様式に掲げる記載事項とする。

(1) 公営企業の施設に係る建設改良費及びこれに充てる財源

(2) 施設の利用率の向上又は新たな施設の整備に伴う有収水量の推移

(3) 当該年度の前年度までに公営企業において発行した地方債の額及び元利償還金の額並びに計画期間中の地方債の発行見込額及び元利償還金の見込額

(4) 次のイからへまでの条件により算定又は推計した資金の不足額及び減価償却前経常利益の額（規則第6条第1項第2号算式の符号Cの額又は同項第3号算式の符号Cの額。4において同じ。）

イ 公営企業の使用料収入の見込額については、当該年度の初日における有収水量1立方メートル当たりの使用料収入の額に変動率（当該年度の前年度の物価上昇率を上限とする。）を乗じた額を前提と

して見込むこと。

ロ 各年度の雨水処理負担金その他の営業収益の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込むこと。

ハ 各年度の一般会計等からの繰入額その他の営業外収益の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込むこと。

ニ 各年度の維持管理費その他の営業費用の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込むこと。

ホ 一時借入金の利払いその他の営業外費用の額は、当該年度の前年度の実績に基づく額を見込むこと。

ヘ 計画期間中に新たな施設の整備又は供用開始を予定している場合は、(2)を前提として合理的な範囲でイからホまでの額を見込むこと。

(5) 元利償還金に対する資金の不足額（令第3条第1項の規定により算定した額から規則第6条第2項の規定により算定した額を控除した額をいう。）の割合（資金不足額対元利償還金比率）

3 規則第6条第1項第4号に規定する総務大臣が定める基準により算定した額は、公営企業の経営計画において計画期間内に減価償却前経常利益の額が生じる場合において、当該年度の前年度の末日における資

金の不足額に、公営企業の経営計画上の計画期間内の各年度における資金不足額対元利償還金比率の最大値（2.5を下回る場合は、2.5）で2.5を除して得た値を乗じて得た額とする。

- 4 規則第6条第1項第5号に規定する総務大臣が定める基準により算定した額は、当該年度の前年度までの各年度において次の算式により算定した額の合算額から、供用開始後の施設のうち未利用のもの又は当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子として地方債に関する省令第12条第3号に規定するものの財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の累計額を控除した額とする。

算式

$$A \times \{0.45 - 0.03 \times (B - 1)\}$$

算式の符号

A 公営企業の支払利息の額

B 供用開始日の属する年度を初年度とする経過年数

経営計画

(単位:千円)

区 分	年 度	実績				見込値										
		○年度	○年度	前々年度	前年度	本年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
営 業 収 益																
うち 使用料収入																
有収水量 (m ³)																
使用料単価 (円 / m ³)																
うち 雨水処理負担金																
営 業 外 収 益																
うち 一般会計繰入金																
営 業 費 用																
うち 汚水分																
うち 雨水等一般会計負担分																
営 業 外 費 用																
企 業 債 利 息																
うち 既発債に係るもの																
うち 翌年度以降発行分に係るもの																
一 時 借 入 金 利 息																
資 本 費 平 準 化 債 等 収 入																
企 業 債 元 金																
うち 既発債に係るもの																
うち 翌年度以降発行分に係るもの																
元 利 償 還 金																
うち 一般会計繰入金充当額																
建 設 改 良 費																
予 定 財 源																
企 業 債																
他 会 計 出 資 金																
国 (都 道 府 県) 補 助 金																
工 事 負 担 金																
減価償却前経常利益																
元利償還金一般会計負担割合																
資金不足額																
資金不足額対元利償還金比率																
資 産 合 計																
固 定 資 産																
うち 土 地																
うち 償 却 資 産																
流 動 資 産																
繰 延 勘 定																
負 債 合 計																
固 定 負 債																
流 動 負 債																
資 本 合 計																
資 本 金																
うち 借 入 資 本 金																
剰 余 金																

※ この様式によるもののほか、必要な事項等については別に定める。